

○ 地域交通安全活動推進委員制度運営要綱の改正について(通達)

〔平成24年3月6日交企甲達第19号
石川県警察本部長から部下署長あて〕

対号 平成21年9月25日付け交企甲達第68号「地域交通安全活動推進委員制度運営要綱の一部改正について(通達)」

地域交通安全活動推進委員制度については、道路交通法(昭和35年法律第105号)、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)及び対号に基づいて運営されているところであるが、このたび地域交通安全活動推進委員等に関する規程(平成24年石川県公安委員会規程第1号)が施行(平成24年4月1日)されることに伴い、地域交通安全活動推進委員制度運営要綱を別添のとおり改正するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、対号は平成24年4月1日をもって廃止する。

別添

地域交通安全活動推進委員制度運営要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29に規定する地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）、法第108条の30に規定する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「地域協議会」という。）及び石川県地域交通安全活動推進委員協議会連合会（以下「県連合会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 地域交通安全活動推進委員

1 心構え

- (1) 推進委員は、地域の交通の安全と円滑に寄与する奉仕者としての自覚を持ち、地域住民の理解と協力を得て、その職務を遂行しなければならない。
- (2) 推進委員は、常に職務の遂行に必要な知識及び技術の習得に努めると共に、人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼が得られるように心掛けなければならない。

2 推薦

推進委員の推薦は、当該住所地又は勤務地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）が法第108条の29第1項各号に掲げる委嘱の要件を審査し、書面で行うものとする。

3 委嘱

推進委員の委嘱は、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行い、辞令を交付し、身分証明書及び標章を貸与するものとする。

4 定数

推進委員の定数は、200人とする。

5 活動区域

推進委員の活動区域は、地域交通安全活動推進委員等に関する規程（平成24年石川県公安委員会規程第1号）第3条に定める区域とする。

6 活動内容

推進委員の活動は、次のとおりとする。

(1) 交通安全教育活動

適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育活動

(2) 通行の安全を確保する方法について住民の理解を深めるための運動

高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

(3) 適正な車両の駐車の方法等について住民の理解を深めるための運動の推進

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

- (4) 適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (5) 広報啓発活動
地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（法第108条の29第2項第2号から第4号に掲げるものを除く。）
- (6) 協力要請活動
地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動
- (7) 住民相談活動
地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言、その他の援助を行う活動
- (8) 協力援助活動
地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動
- (9) 実地調査活動
前各号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動

7 義務

- (1) 推進委員は、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条、規則第6条第1項に定める事項を遵守しなければならない。
- (2) 推進委員は、公安委員会の行う講習を受けなければならない。
- (3) 推進委員は、地域協議会の会議に出席するものとする。

8 指導

推進委員は、その活動に関して、警察署長の指導を受けるものとする。

9 解嘱の上申

警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号に掲げる要件のいずれかに該当するに至ったときは、その解嘱を上申するものとする。

10 貸与品の返納

推進委員は、辞任し、任期が満了し、解嘱された場合には、身分証明書、標章及び貸与された資器材を返納しなければならない。

第3 地域交通安全活動推進委員協議会

1 地域協議会の設置

地域協議会は、県下の各警察署ごとに設置するものとする。

2 役員

- (1) 地域協議会に、会長1人、副会長1人乃至2人及び幹事若干名を置く。
- (2) 会長は、地域協議会の会務を取りまとめ、地域協議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (4) 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問、相談役及び参与

地域協議会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

4 事務

- (1) 法第108条の30第2項及び規則第12条の事務を行う。
- (2) 県連合会の構成員である地域協議会の代表者（以下「代表委員」という。）を選出する。
- (3) 年1回、地域協議会の活動状況につき、警察署長を経由し、公安委員会及び県連合会に報告を行う。
- (4) 警察署長に対し、推進委員の推薦及び解嘱に関する意見の申立てを行うことができる。
- (5) 地域協議会の運営に関し、必要な装備、資器材及び簿冊を備え、管理する。

5 指導

地域協議会は、警察署長の指導を受けるものとする。

6 事務局

地域協議会の事務局は、警察署交通課内に置くものとする。

7 その他

地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会の規約で定めるものとする。

第4 石川県地域交通安全活動推進委員協議会連合会

1 県連合会の設置

地域協議会の能率的な運営を図るため、県連合会を設置するものとする。

2 構成

県連合会は、地域協議会から選出された代表委員及び石川県警察本部長が推薦する者で構成するものとする。

3 役員

- (1) 県連合会に、会長1人、副会長2人及び幹事若干名を置く。
- (2) 会長は、県連合会の会務を取りまとめ、県連合会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (4) 会長、副会長及び幹事は県連合会委員の互選とする。
- (5) 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問、相談役及び参与

県連合会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

5 事務

- (1) 県連合会の活動方針を定め、地域協議会の適正な運営に関し、指導を行う。
- (2) 地域協議会の活動に関し、公安委員会、警察、その他の関係行政機関、交通安全活動推進センター、その他の関係団体及び各地域協議会との連絡調整を行う。
- (3) 法第108条の30第3項の規定により地域協議会が行う意見の申出について協議し、又は検討を行う。

6 事務局

県連合会の事務局は、石川県警察本部交通部交通企画課内に置くものとする。

7 その他

県連合会の運営に関し必要な事項は、県連合会の規約で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。